

別表十二（十五）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第18条の8《福島再開投資等準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が震災特例法第26条の8《連結法人の福島再開投資等準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「累積限度超過額の計算」の各欄は、「投資予定額4」の金額が「前期以前の損金算入額の合計額6」の金額を超える場合には、記載を要しません。

3 「期首福島再開投資等準備金の金額15」には、当期首現在の税務計算上の福島再開投資等準備金の金額を記載します。

4 「特別償却実施額18」は、当該事業年度又は連結事業年度における震災特例法第18条の8第3項各号又は第26条の8第3項各号に定める金額の合計額を記載します。

5 「3年間均等益金算入額²¹
(((15)-(16)-(17))と(20)× $\frac{1}{36}$)のうち少ない金額-(19)」
の分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載します。